

あなたの国民年金

パート⑥



ねんきんななちゃん

11月6日から12日は
「年金週間」です。

年金週間が11月に設定されたのは、国民年金法が昭和34年11月に施行されたことと、11月6日が「いい老後」のゴロあわせになることからです。

どうしても年金を納める
ことができない方……
免除制度があります。

長い人生には事故や病気などで働けず保険料を納められないことがあると思います。こんな時のために免除制度があります。

理由

世帯の収入が少ない・病気で働けない・
会社が倒産してしまった・学生で収入が
ない・事業を始めたが利益がない etc…



免除の申請

社会保険事務所で、申請内容が認められた場合は、保険料が免除されます。なお、免除された期間は年金を受けるための資格期間に合算されますが、年金額は減額されます。

免除についての相談は…国保年金係へ

☎ 84 1211 内線 156・157

免除を受けた期間について
は追納ができます。

免除された期間があると、年金額は減額されます。老後に不安が残るという方には10年前までさかのぼって納めることができます。……追納

平成10年度中に追納する場合（月額）

免除期間	定 額	加 算 額	追 納 額
63 年度	7,700 円	4,120 円	11,820 円
元 年度	8,000	3,640	11,640
2 年度	8,400	3,180	11,580
3 年度	9,000	2,760	11,760
4 年度	9,700	2,320	12,020
5 年度	10,500	1,830	12,330
6 年度	11,100	1,250	12,350
7 年度	11,700	640	12,340
8 年度	12,300	0	12,300
9 年度	12,800	0	12,800

国民年金 Q&A



昭和17年生まれで、そろそろ年金のことを考えるようになりました。以前（昭和36年ごろ）厚生年金に加入していたことがあるのですが、厚生年金手帳をなくしてしまいました。

このような場合、私は厚生年金を受給することができないのでしょうか？



平成9年から基礎年金番号になり、国民年金も厚生年金も同じ番号で処理されるようになったのですが、それ以前は別々の番号を取得していたので番号がわからなくなってしまうことがあります。厚生年金加入期間については原則として年金受給ができますので、最寄りの社会保険事務所へ問い合せください。

佐原社会保険事務所 ☎0478(54)1441